

京都市告示第154号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止及び一部廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和3年5月31日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	杉阪水0008号	北区杉阪南谷5番地地先 同町5番地の3地先	
2	大宮水0015号	北区大宮一ノ井町19番地地先 同町5番地地先	
3	川島水0097号	西京区川島粟田町18番地の13地先 同町17番地地先	
4	檜原水0084号	西京区檜原杉原町11番地地先 同町10番地地先	
5	清水水0017号	東山区星野町88番地の11地先 同町88番地の1地先	
6	浄土寺水0006号	左京区浄土寺南田町25番地地先 同町26番地地先	
7	八瀬水5002号	左京区八瀬花尻町54番地の1地先 同上	

(廃止水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	竹鼻水0022号	山科区竹鼻サイカシ町7番地の1地先 同町10番地の12地先	

(一部廃止水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	嵯峨水0530号	右京区嵯峨釈迦堂門前裏柳町38番地の4地先 同町13番地の5地先	
2	梅津水0113号	右京区梅津中村町24番地の2地先 同町25番地の1地先	

(建設局土木管理部道路明示課)